

■基本指針の目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とする。

<p>1 子ども・子育て支援の意義に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 ②子どもの育ちに関する理念 ③子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義 ④社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割 <p>○子育てをめぐる環境の変化(核家族化、地域のつながりの希薄化) ○社会経済環境の変化(共働き家庭の増加、長時間労働) ○子育ての負担、不安、孤立感の高まり</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要</p> <p style="text-align: center;">(○子どもの育ちに関する理念 ○子育てに関する理念 ○子ども・子育て支援の意義) を踏まえて</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供が重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割 <ul style="list-style-type: none"> * 市町村が子ども・子育て支援の総合的な実施主体 * 国、都道府県は市町村の取組を重層的に支える * 事業主は、ワーク・ライフ・バランスが図られるよう雇用環境の整備を行う * 地域コミュニティの中で子どもを育む重要性 <p>◆子どもの最善の利益が実現される社会を目指す</p>	<p>2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方 ②子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働 <p>【市町村】 ○制度の実施主体として、 * 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保 * 利用希望を把握し、子ども・子育て支援事業計画を作成</p> <p>【都道府県】 ○広域自治体として、 * 市町村を支援するとともに、専門的・広域的な施策を講ずる * 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成</p> <p>【国】 ○市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を行う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">◆質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供</p>	<p>3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 ②市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項 ④都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項 ⑤都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項 ⑥その他 <p>【市町村子ども・子育て支援事業計画】 ○基本的記載事項 * 提供区域の設定 * 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保・実施時期 * 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保・実施時期 * 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制確保</p> <p>○任意記載事項 * 産休、育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保 * 都道府県が行う施策との連携 * 職業生活と家庭生活との両立に必要な施策との連携</p> <p>○その他 * 計画期間は、5年を1期とする * 計画の達成状況の点検・評価 * 計画の公表</p>
<p>4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項</p> <p>○市町村は、社会的養護の対象となる子どもを含めた地域全体の教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う</p> <p>○都道府県は、児童相談所の設置、児童養護施設等の設置認可や母子家庭等への施策など、専門性の高い施策を担う</p> <p>○市町村及び都道府県が策定する計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある</p>	<p>5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て期間中を含めた働き方の見直し ②父親も子育てができる働き方の実現 ③事業主の取組の社会的評価の推進 ④国民への周知、理解の促進等 <p>○国は、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、企業や労働者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行う</p>	<p>6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項 ②地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項 <p>○地方版子ども・子育て会議を置くことに努める</p> <p>○当該会議で、毎年度、計画に基づく施策等について点検・評価する</p> <p>○市町村及び都道府県は、当該結果を公表し、必要な措置を講じる</p>